

過誤申立事由コード一覧

明細書の様式	サービス種類	様式コード	事由コード	申立理由
第二	居宅介護サービス介護給付費明細書 (訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス)	10	01	台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整
			11	台帳誤り修正による事業所申立の過誤調整
第二の二	介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)	11	21	台帳誤り修正による公費負担者申立の過誤調整
			90	その他の事由による台帳過誤
第二の三	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 (訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス)	10	02	請求誤りによる実績取下げ
第三	居宅サービス介護給付費明細書 (短期入所生活介護)	21	09	時効による保険者申立の取下げ
			12	請求誤りによる実績取下げ(同月)
第三の二	介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防短期入所生活介護)	24	29	時効による公費負担者申立の取下げ
			42	適正化(その他)による保険者申立の過誤取下げ
第四	居宅サービス介護給付費明細書 (介護老人保健施設における短期入所療養介護)	22	52	適正化(その他)による公費負担者申立の過誤取下げ
			43	適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取下げ
第四の二	介護予防サービス介護給付費明細書 (介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護)	25	53	適正化(ケアプラン点検)による公費負担者申立の過誤取下げ
			44	適正化(介護給付費通知)による保険者申立の過誤取下げ
第五	居宅サービス介護給付費明細書 (病院または診療所における短期入所療養介護)	23	54	適正化(介護給付費通知)による公費負担者申立の過誤取下げ
			45	適正化(医療突合)による保険者申立の過誤取下げ
第五の二	介護予防サービス介護給付費明細書 (病院または診療所における介護予防短期入所療養介護)	26	55	適正化(医療突合)による公費負担者申立の過誤取下げ
			46	適正化(縦覧点検)による保険者申立の過誤取下げ
第四の三	居宅サービス介護給付費明細書(介護医療院における短期入所療養介護)	2A	56	適正化(縦覧点検)による公費負担者申立の過誤取下げ
			47	適正化(給付実績を活用した情報提供)による保険者申立の過誤取下げ
第四の四	介護予防サービス介護給付費明細書(介護医療院における短期入所療養介護)	2B	57	適正化(給付実績を活用した情報提供)による公費負担者申立の過誤取下げ
			99	その他の事由による実績取下げ
第六	地域密着型サービス介護給付費明細書 (認知症対応型共同生活介護)	30		
第六の二	地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	31		
第六の三	居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書 (特定施設入所者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護)	32		
第六の四	介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防特定施設入居者生活介護)	33		
第六の五	地域密着型サービス介護給付費明細書 (認知症対応型共同生活介護(短期利用))	34		
第六の六	地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用))	35		
第六の七	居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書 (特定施設入所者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用))	36		
第七	居宅介護支援介護給付費明細書 (居宅介護支援サービス計画費)	40		
第七の二	介護予防支援介護給付費明細書 (介護予防支援)	41		
第七の三	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 (介護予防ケアマネジメント費)	20		
第八	施設サービス等・地域密着型サービス介護給付費明細書 (介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)	50		
第九の二	施設サービス等介護給付費明細書(介護医療院)	61		
第九	施設サービス等介護給付費明細書 (介護老人保健施設)	60		
第十	施設サービス等介護給付費明細書 (介護療養型医療施設)	70		

※ 申立事由コードの"01"、"11"、"21"、"90"については台帳過誤になりますので、実績取下げではなく、現物高額の計算を再度行うものになります。

※ 申立事由コードの"12"については同月過誤になりますので、過誤と再請求を同月に行うことで差額のみを支払調整になります。(通常とは別の日程での処理になります)

※ 過誤申立事由コード(4桁)は、サービス種類(明細書の様式)のコード(2桁の数字)と申立事由のコード(2桁の数字)の組合せで表示します。

例) 事業所から「通所リハ(介護)の分を過剰請求していた」という理由で取下げの依頼があった場合は、サービス種類は通所リハ(介護)なので 最初の2桁は10、申立事由は請求誤りによる実績取下げなので後の2桁は02となり、申立事由コードは1002と表示することになります。

サービス種類(様式)コード
(2桁)

1 0 0 2

申立事由コード
(2桁)